

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）、長野県流域下水道終末処理場運転管理業務に係る総合評価一般競争入札実施要領、本業務に係る入札公告のほか、本県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものです。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおりとします。

2 入札参加者に必要な資格

入札公告に示すとおりとします。

「配置予定技術者に関する要件」及び「同種・類似業務及び業務の施行に関する要件」につきましては別紙1及び別紙2に示します。

なお、「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）」（以下「入札参加資格」という。）を有しない者は、開札時まで資格の確認を受けることを条件に入札書を提出することができます。ただし、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とします。

3 本業務の入札方式について

本業務は、総合評価一般競争入札により落札者を決定します。

4 入札に係る一般的事項

- (1) 入札参加者は、入札公告、本説明書、契約書（案）、特記仕様書、要求水準書等（以下「契約書（案）等」）を熟覧し、承諾の上で入札に参加してください。この場合において、本業務について疑義がある場合は、別記3に掲げる予算執行者に説明を求めることができます。ただし、入札書提出後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札参加者は、入札に関して要した費用は、すべて当該入札参加者が負担してください。
- (4) 入札参加者は、入札に際して知り得た秘密を漏らしてはならないものとします。

5 入札参加申込み

入札参加者は、別記2の(5)により必要書類を持参又は郵送により提出してください。次の「6 代理人による入札」において委任状が必要な場合は、委任状を併せて提出してください。

なお、共同企業体による入札参加の場合は、別記2の(6)による申請を事前に行なってください。

6 代理人による入札

入札参加資格を有する代表者は、代理人を定め代理人に入札をさせることができます。

- (1) 入札に関する権限を代理人に委任しようとするときは、様式-6を提出しなければなりません。ただし、入札参加資格の申請において代理人選任届を提出している場合は、この限りではありません。
- (2) 前項による委任状は、代表者又は前項ただし書きの委任による代理人を委任者としてください。
- (3) 入札参加者及びその代理人は、同一入札に係る他の入札参加者の代理人となることができません。

7 入札保証金

入札保証金とは、入札参加者があらかじめ長野県に納付する保証金をいい、落札者が契約を締結しない場合に、納付した保証金は県に帰属します。

- (1) 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、入札書提出時までに納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、その納付を免除します。
 - ア 入札参加者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - イ 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないおそれがないと予算執行者が認めたとき。
- (2) 予算執行者は、一般競争入札申込書の提出があったときは、入札保証金の納付免除ができるかどうかの確認をするものとし、納付が必要な入札参加者には、その旨の連絡をします。なお、予算執行者が確認に必要なときは、資料等の提出を求める場合があります。
- (3) (1)の入札保証金に代わる担保の種類及び価額は、次表に掲げるとおりとします。

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特別の法律による法人の発行する債権	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額(当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以降の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応じる金額)
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

- (4) (1)の入札保証金の額又は担保の価額は、見積もった金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額)の100分の5に相当する金額以上とします。

- (5) 入札保証金等の納付方法は次のとおりとします。
- ア 現金により納付する場合は、予算執行者の発行する納付書により長野県流域下水道事業出納取扱金融機関（株式会社八十二銀行）で納付し、領収書を提示してください。
 - イ 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書等を提出してください。
なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付してください。
また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付してください。
 - ウ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を入札書提出時まで寄託してください。
- (6) 開札を行い、落札者とならなかったとき又は返還する事由が生じたときは、入札保証金等を還付します。また、落札者が納付した入札保証金等は契約の締結後にこれを還付します。
- (7) 入札参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、別に定める入札保証金還付請求書を提出するものとし、予算執行者は、入札参加者から適法な請求書を受領したときは、その日から14日以内に入札保証金を還付します。
- (8) 落札者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、県に帰属するものとします。また、入札保証金の全部又は一部の納付を免除した場合においては、(4)により算定される金額を満たす最低金額から、既に納付された金額を差し引いた額を徴収するものとします。
- (9) 入札保証金には、利子を付しません。

8 入札及び開札

(1) 入札書

ア 入札書の作成方法

入札参加者は、質問回答の内容を熟覧し、特に積算に関わる事項について留意のうえ、次のとおり入札書を作成し提出してください。

入札書を提出する前であれば、入札申込書を提出した者であっても、特に届け出ることなく入札を辞退することができます。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札参加について不利益な扱いを受けるものではありません。

入札参加者は、長野県公式ホームページの「物品・委託等調達情報」の「一般競争入札調達案件一覧」の「3 その他の契約の公告」に掲示した本案件の入札書様式をダウンロードし、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出してください。また、入札書とともに、入札価格を算出した経費内訳書（以下「経費内訳書」という。）並びに犀川安曇野流域で定める業務提案書作成要領に基づく業務提案書（以下「業務提案書」という。）を同時に提出してください。提出期間及び提出場所は、別記2の(8)のとおりです。

(ア) 日付

(イ) 業務名

(ウ) 業務箇所

(エ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び入札参加資格審査申請書又は委任状へ押印した印鑑の押印（外国人の署名を含む。以下同じ）

(オ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号

及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

(カ) 入札参加資格に基づく登録番号

(キ) 電話番号

(ク) 入札金額(契約期間の総額)

イ 作成に当たっての注意事項

(ア) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印(ア入札書の作成方法(エ)又は(オ)で使用する印)をしてください。

(イ) 入札金額は、業務に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとします。

また、前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等の契約条件に基づき十分考慮して入札金額を見積もってください。

なお、落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もる金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出

ア 入札参加者は、入札書、経費内訳書及び業務提案書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(送達確認ができるものに限る。以下「信書便」という。)により提出してください。電話、電報、ファックス、その他の方法による入札は認めません。

イ 入札書、経費内訳書及び業務提案書の正本は、直接提出する場合は、それぞれ封筒に入れ封かんの上、その封筒の表面に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、担当者名・担当者連絡先(電話番号・FAX番号)及び「2月6日開札〔令和6年度 犀川安曇野流域下水道維持管理 安曇野終末処理場他包括運転管理業務〕の入札書(又は経費内訳書、業務提案書)在中」と記載してください。また、郵便又は信書便により提出する場合は二重封筒とし、入札書、経費内訳書及び業務提案書の正本をそれぞれ中封筒に入れて封かんの上、当該中封筒の表面に直接提出する場合と同様に氏名等を記載し、外封筒の表面には「2月6日開札〔令和6年度 犀川安曇野流域下水道維持管理 安曇野終末処理場他包括運転管理業務〕の入札書等在中」と記載してください。

(3) 価格以外の評価点の審査

ア 開札の日時及び開札の場所は、別記2の(12)のとおりです。

イ 本業務の価格以外の評価については、落札者決定基準に記載のとおり評価項目が設定されており、開札に先立ち、業務提案書の内容等について別記2の(9)のとおり業務提案評価委員会を開催し、ヒアリングを行い評価します。

ウ イの評価結果は、別記2(10)のとおり、公表、公表内容に対する疑義照会及び回答を行った後に決定します。

疑義照会は、疑義照会を行う入札参加者本人に係る内容に限って行えるものとし、様式-7を使

用して行うものとしします。

なお、公表は、県ホームページ（アドレスは別記2(9)のとおり）にて行います。

エ 価格以外の評価点の決定期日は、別記2(11)のとおりとしします。

(4) 入札及び開札における留意事項

ア 入札参加者は、入札及び開札に当たり次のものを持参してください。

(ア) 1回目の入札書

(イ) 再度入札用の入札書（2回目及び3回目用の2枚）

(ウ) 見積書（「11 随意契約の実施」用の3枚、様式は「入札書」を「見積書」と訂正し、訂正印を押して使用してください。）

(エ) 印鑑

(オ) 身分証明書（運転免許証、健康保険証、社員証等）

(カ) 委任状（代理人が入札する場合）

(キ) 入札保証金を現金で納付した場合は、その領収書

イ 入札参加者は、開札時刻後においては、入札場に入場することができません。

ウ 入札参加者は、その提出した入札書の引き替え、変更又は取消しをすることができません。

エ 開札は、入札参加者が出席して行うものとしします。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

オ 入札参加者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札が終了するまで入札場を退場することはできません。

カ 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去していただきます。

(ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者

9 入札の取り止め等

予算執行者は、次の各号の一に該当する場合は、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくは取り止めることがあります。

(1) 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるとき。

(2) 談合の事実は確認されないが、競争入札が公正に執行されないおそれがあり、入札の透明性、公平性を確保する必要があると認められるとき。

(3) 入札公告等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行なわれないと認められるとき。

ただし、不備が軽微なものであり、次に掲げる項目をすべて満たす場合は、入札公告に示す回答の最終期限までに長野県公式ホームページ（物品・委託等調達情報）に不備の訂正を掲載し、入札を継続できるものとしします。

ア 不備が入札参加資格に関するものでないもの

イ 不備が入札参加資格要件審査書類に関するものでないもの

ウ 不備の訂正により入札参加者の見積金額が変わるものでないもの

エ 不備の訂正により入札書提出期限及び入札日時が変わるものでないもの

- (4) 入札参加者が実質支配会社（親会社と子会社、親会社を同じくする子会社同士の関係がある会社、一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合、又は事業協同組合若しくは共同企業体とその構成員）であると認められるとき。
- (5) 入札等の執行に際して、天災その他やむを得ない事由が生じたとき。

10 再度入札

開札した場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、入札参加者のすべてが立ち会っている場合は直ちに、その他の場合は、別途通知する日時において再度入札を行います。

- (1) 再度の入札をしてもなお予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、また同様とします。
- (2) 再度及び再々度の入札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、「11 随意契約の実施」により見積書の徴取を行います。

11 随意契約の実施

再度及び再々度の入札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、最低価格の入札者から見積書の徴取を行います。

- (1) 見積書の徴取は、最低価格の入札者（同額で2者以上の場合はその全員）が立ち会っている場合は直ちに、その他の場合は別に定める日時においてこれを行います。
- (2) 見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積がないときは、最低価格の見積者から2回目の見積書の徴取を行います。
- (3) 2回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積がないときは、同様に3回目の見積書の徴取を行うものとし、予定価格の制限に達した見積がないときは、不落とします。

12 無効の入札書

次の各項の一に該当する入札書は、これを無効とします。

- (1) 別記2の(5)に掲げる入札参加申込書及び入札参加資格確認申請書を提出していない者の提出した入札書
- (2) 入札公告に示す入札参加資格要件の審査のために予算執行者が行う指示に従わない者の提出した入札書
- (3) 入札公告等に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (4) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (5) 入札人が協定して入札した入札書
- (6) 業務名がない又は重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額のない又は記載が不明確な入札書
- (8) 記載した入札額と内訳金額の合計額が異なっている入札書
- (9) 代表者が入札する場合は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人の氏名）及び

押印のない又は判然としない入札書

- (10) 代理人が入札する場合は、法人の名称又は商号（個人の場合は、本人（委任者）の氏名）及び代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (11) 日付がない又は別記2の(8)に示す提出期間以外の日付が記載された入札書
- (12) 入札金額の記載を訂正した者でその訂正について押印のない入札書
- (13) 入札保証金の納付を免除されていない場合で、所定の日時までに入札保証金を納付しない者の提出した入札書
- (14) 納付した入札保証金の額が7(4)による額に達しない場合の当該入札書
- (15) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (16) 入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件がある場合において、指定した期限までに要件等が認められなかった者の提出した入札書
- (17) 実質支配会社（親会社と子会社、親会社を同じくする子会社同士の関係がある会社、一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合、又は事業協同組合若しくは共同企業体とその構成員）が、同時に入札した入札書
- (18) その他入札に関する条件に違反した入札書

13 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、「長野県流域下水道終末処理場包括運転管理業務落札者決定基準」に基づき総合評価を行い、総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。ただし、同点の場合は、当該入札者に連絡のうえ、くじ引きにより決定します。当該の入札者が出席できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとします。
- (2) 落札者を決定したときは、その日から起算して5日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、入札参加者に口頭又は電話により通知するものとします。
- (3) 落札者は、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、任意の様式により「契約を締結しない旨」を申し出るものとし、予算執行者は、当該申し出を受領したときは、落札の決定を取り消すものとします。
- (4) 開札時に落札者を決定したときはその場で落札者の決定を告げます。また、すべての案件について入札経過を県公式ホームページに掲載します。

14 契約保証金

契約保証金とは、落札者が契約の履行に当たりあらかじめ長野県に納付する保証金をいい、契約上の義務を履行しないときに、納付した保証金は県に帰属します。

- (1) 落札者は、契約の締結と同時に、契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。

ただし、次の各号の一に該当すると認められた場合は、契約保証金の納付を免除します。

ア 落札者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保証保険契約書を提出したとき。

イ 落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上又は複数年契約の場合は2年間以上誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。(共同企業体の場合は、代表者又は構成員のどちらかでも実績がある場合は実績を有していると判断します。)

ウ 落札価格が100万円未満であり、落札者が契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。

- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、前記7の(3)の入札保証金の定めを準用します。
- (3) (1)の契約保証金の額又は担保の価額は、落札価格(税込み)の100分の10に相当する金額以上とします。
- (4) 契約保証金等の納付方法は、前記7の(5)のア及びイの定めを準用します。
- (5) 落札者が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとします。
- (6) 落札者が納付した契約保証金等は、この契約による債務の履行が完了したとき、又は、返還する事由が生じたときは、これを還付します。
- (7) 契約保証金には、利子を付しません。
- (8) 契約保証金の納付を免除された者が契約上の義務を履行しないときは、免除された金額に相当する金額を違約金として納付するものとします。

15 契約の締結

- (1) 入札公告に示す契約書(案)のとおりとします。
- (2) 落札者は、落札決定の翌日から起算して7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、別途指定する期日まで)に契約を締結しなければなりません。
- (3) 落札決定と並行して、落札者に電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。落札者は電子契約による契約の締結を希望する場合、希望を回答した日の翌日までに、予算執行者あて電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出するものとします。
- (4) 紙による契約書の場合、契約書は、まず、落札者が契約書に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとします。なお、予算執行者が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しません。
- (5) 電子契約を締結する場合、予算執行者は、落札者に電子契約サービスを利用して電子契約書の内容の確認依頼を行い、落札者は、電子契約サービスで内容を確認して問題がなければ同意を行うものとします。落札者が同意すると、予算執行者あてメールが送信されるので、内容を確認して同意することにより電子契約が確定します。
- (6) 落札者は、契約の締結に当たって、消費税にかかる課税事業者又は免税事業者である旨の届出を提出しなければなりません。ただし、届出が既に提出されているため必要がないと認められた場合はこの限りではありません。

16 入札参加資格審査に関する事項

本件調達業務に係る競争入札に参加を希望する者で、長野県の入札参加資格を有していない者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の場所に提出し、当該資格の承認を受けなければなりません。

資格審査に関する事項の問い合わせ先並びに資格審査申請書の提出先

- (1) 郵便番号 380-8570
- (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下 692-2
- (3) 機関名 長野県会計局契約・検査課用品調達係
- (4) 電話番号 026 (235) 7079

別 記

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和6年度 犀川安曇野流域下水道維持管理 安曇野終末処理場他包括運転管理業務

(2) 業務箇所

長野県安曇野市豊科田沢6709

犀川安曇野流域下水道 安曇野市豊科田沢 安曇野終末処理場他

(3) 業務の内容

「令和6年度 犀川安曇野流域下水道維持管理 安曇野終末処理場他包括運転管理業務に係る業務委託契約書」等のおり

なお、入札公告に掲載することができない資料等は、下記2の(1)及び(2)に示す方法で追加資料を受領又は閲覧してください。

(4) 業務の履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 業務に係る入札公告の日付

令和5年10月5日

2 入札手続等

(1) 入札説明書及び契約書（案）等の配付

本業務に係る入札説明書及び契約書（案）等の配布を次のとおり行います。

○配付期間 令和5年10月5日（木）～10月16日（月）

各日、午前9時から午後5時まで

○配付場所 犀川安曇野流域下水道事務所 管理課

安曇野市豊科田沢6709

○配付方法 配付を希望する場合は、事前に電話等でお申し込み下さい。

（電 話）0263-73-6571

（担 当）丹下 忠

(2) 図面等の縦覧

本業務に係る設計施設図面及び処理フロー図等の縦覧を次のとおり行います。

○縦覧期間 令和5年10月5日（木）～12月1日（金）

各日、午前9時から午後5時まで

○縦覧場所 犀川安曇野流域下水道事務所 管理課

安曇野市豊科田沢6709

○縦覧方法 縦覧を希望する場合は、事前に電話等でお申し込み下さい。

（電 話）0263-73-6571

（担 当）丹下 忠

(3) 入札説明会

入札説明会を次のとおり開催します。

- 開催日時 令和5年10月17日(火) 午後2時
- 開催場所 犀川安曇野流域下水道事務所 管理棟2階会議室
- 参加方法 参加を希望する場合は、10月13日(金)までに電話等でお申し込み下さい。
(電話) 0263-73-6571
(担当) 丹下 忠

(4) 現地施設説明会

現地施設説明会を次のとおり行います。

- 開催期間 令和5年10月23日(月)から10月31日(火)の間の指定した日時
- 開催場所 犀川安曇野流域下水道 安曇野終末処理場
- 参加方法 参加を希望する場合は、10月19日(木)までに様式-1により持参、郵送又はファクシミリでお申し込み下さい。
(郵送先) 〒399-8203
安曇野市豊科田沢6709
(FAX) 0263-73-6572
(担当) 丹下 忠

(5) 入札参加申込及び入札参加資格確認申請

入札参加の申込及び入札参加資格の確認申請を次により行って下さい。なお、共同企業体の場合は、事前に下記(6)の申請を行って下さい。

- 提出期間 令和5年11月6日(月)～11月17日(金)
各日、午前9時から午後5時まで ※11月17日(金)午後5時までに必着
- 提出場所 〒399-8203 安曇野市豊科田沢6709
犀川安曇野流域下水道事務所
- 提出書類 入札参加申込書(様式-3)
入札参加資格確認申請書(様式-4)(添付資料を含む)
- 確認結果の通知 令和5年11月24日(金)までに申請者に書面で通知します。その際、入札保証金の納付又は納付の免除等について明記します。

(6) 共同企業体による入札参加資格審査申請

共同企業体を結成して参加を希望する場合は、次により申請書を提出して下さい。

- 提出期間 令和5年10月5日(木)～11月9日(木)
各日、午前9時から午後5時まで
- 提出場所 安曇野市豊科田沢6709
犀川安曇野流域下水道事務所
- 提出書類 共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式-2)(添付資料を含む)
- 確認結果通知 令和5年11月24日(金)までに申請者に書面で通知します。

(7) 質疑応答

質問及び回答については次のとおり行います。

- 質問受付期間 令和5年11月6日(月)～11月17日(金)
- 質問方法 様式-5により電子メールで送付すること。

(電子メール) azuminoryuiki@pref.nagano.lg.jp

(送付先) 犀川安曇野流域下水道 令和6年度包括運転管理業務 担当者あて

○質問回答期限 令和5年11月24日(金)

○回答方法 質問者へ電子メールで回答するとともに、内容を犀川安曇野流域下水道事務所のホームページに掲載します。

(8) 入札書及び業務提案書等の提出

入札書及び業務提案書を次により提出して下さい。

○提出期間 令和5年11月27日(月)～12月8日(金)

各日、午前9時から午後5時まで ※12月8日(金)午後5時までに必着

○提出場所 安曇野市豊科田沢6709

犀川安曇野流域下水道事務所

○提出書類等 入札書及び経費内訳書……1部

業務提案書……正本1部、副本12部

業務提案書等のデータ一式を保存したCD-R又はDVD-R

(9) 業務提案評価委員会

○日時及び場所については、業務提案評価委員会から入札参加者あてに別途通知します。

○価格以外の評価点については、犀川安曇野流域下水道事務所のホームページで公表します。

ホームページのアドレス <https://www.pref.nagano.lg.jp/azuminoryuiki/index.html>

(10) 価格以外の評価結果の公表、公表内容に対する疑義照会期限及び回答期日等

価格以外の評価結果の公表 令和6年1月25日(木)午前10時

公表内容に対する疑義照会期限 令和6年1月29日(月)午後2時まで

(受付は、別記3のFAX又は電子メールのみ)

上記問い合わせへの回答 該当者に対し令和6年2月1日(木)

(11) 価格以外の評価点の決定期日

令和6年2月2日(金)

(12) 開札

○開札日時 令和6年2月6日(火) 午後2時

○開札場所 犀川安曇野流域下水道事務所 管理棟2階会議室

3 本業務に関する問い合わせ先

○担当課 犀川安曇野流域下水道事務所 管理課

○所在地 安曇野市豊科田沢6709

○電話番号 0263-73-6571

○FAX 0263-73-6572

○メールアドレス azuminoryuiki@pref.nagano.lg.jp

別紙 1

配置予定技術者に関する要件	<p>総括責任者として、下水道法第 22 条第2項の資格を有する者であり、日最大処理水量4万m³以上の能力を持つ水処理施設において、標準活性汚泥法又は生物脱窒法(以下「標準活性汚泥法等」という。)の運転管理経験を5年以上有し、かつ、標準活性汚泥法等の運転管理業務の総括責任者又は副総括責任者の経験を2年以上有する者を専任できること。(当業務で求める他の資格者との兼務はできない。)</p>
	<p>副総括責任者として、下水道法第 22 条第2項の資格を有する者であり、標準活性汚泥法等による運転経験を5年以上有する者を専任できること。</p>

別紙 2

<p>同種・類似業務及び業務の 施行に関する要件</p>	<p>日最大処理水量4万m³以上の能力を持つ水処理施設において、標準活性汚泥法等の運転管理の受注実績が過去5年間に連続2年間以上あること。(下請けは受注実績としない。)</p> <p>JV の場合、代表者は日最大処理水量4万m³以上の能力を持つ水処理施設において、標準活性汚泥法等の運転管理の受注実績が過去5年間に連続2年間以上あること。</p>
----------------------------------	---